

仕 様 書

1 委託事業名

令和元年度フレイル対策モデル事業における効果検証等に係る業務

2 実施期間

令和元年11月上旬から令和2年3月31日までを想定

3 履行場所

京都市内

4 事業概要

参考資料に記載のとおり

5 委託内容

(1) 体力測定機器の調達及び測定支援

地域介護予防推進センター（以下、「推進センター」という。）で実施する体力等の測定において、下欄に示す項目のうち、⑩及び⑪に関して必要な機器（計測に必要なパソコン（※1）を含む）を調達（リースも可）のうえ、推進センター職員が当該機器を用いた測定等ができるよう、支援（操作方法に係る研修の実施、機器の初期設定・保守等）を行う。

なお、実施頻度について、①～⑦は月に5回、⑧～⑪は月に2回（いずれも1回10～30名程度）を想定している。

【測定等実施項目】

- ① フレイルチェック（指輪っかテスト、イレブンチェック）
- ② BMI
- ③ 10食品群摂取状況調査
- ④ オーラル・ディアドコキネシス（パタカ測定）
- ⑤ 握力
- ⑥ 開眼片足立ち
- ⑦ 主観的健康観（「元気である」など、自身の健康状態に係る認識を尋ねるもの）
- ⑧ TUG（Time Up and Go：立ち上がりと歩行時間に関する測定）
- ⑨ 5m通常歩行
- ⑩ センサー機器を用いた歩行状態の測定（※2）
- ⑪ 生活習慣等に係る簡易な質問などに基づく体重等の将来予測（※3）

※1 パソコンはノート型とし、次の仕様以上のものとする。

項目	仕様
OS	Windows 10 Professional 64bit
CPU	Intel Core i7 (2.0GHz以上)
メモリ	4GB
画面	15.6型ワイドディスプレイ
ディスク	ソリッドステートドライブ 256GB 暗号化機能付き
光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ

※2 「NEC 歩行姿勢測定システム」相当機器により測定すること（特段の機器を装着することなく、センサー機器に向かって歩行することのみにより、歩行速度や歩幅、頭・肩の揺れや傾き、腕・肘の振りの状態などを同時に計測し、数値化するとともに、測定した歩行姿勢をパソコンの画面上でアニメーションとして参照できる機器であること。また、測定値を同年代の数値と比較し、各自の歩行状態を分析・評価することができる機器であること）。

なお、測定に必要な機器は、安定的な実施のため2台確保することとする。

※3 年代、性別、身長、体重、腹囲、血圧及び「現在、たばこを習慣的に吸っている」「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施」などの質問項目への回答に基づき、人工知能等を用いて、将来の体重や腹囲、最高血圧、最低血圧などを推計すること。

なお、機器を用いて推計する場合は、最低1台確保するものとする。

## (2) 体力測定値等の集計

本事業において得られた測定値（(1)の測定等実施項目に示す全ての項目（①～⑪））について、集計を行う。

体力測定値については、延べ700名程度分を想定しており、測定結果を記載した用紙（1人当たり3枚）をもとにデータ化等を行い、集計を行うこととする。

## (3) 体力測定値等の分析

集計した体力測定値等について分析を行い、測定値に関する全体的な傾向やグループごとの特徴等を把握するとともに、同一人物や同一グループについて、フレイル対策に係るプログラムの提供前後の数値を比較することなどにより効果の検証を行う。

なお、前後比較を行うグループ数については、10グループを想定している。

## (4) 体力測定値等の集計手法に関する検討等

推進センターで実施する体力測定等の結果について、OCR等の機器を活用するなど、携わる職員の負担や必要な費用を低減しつつ、簡易に集計等を行い、効果検証や今度の取組の展開を検討するための情報を得る仕組みに関して、本事業の取組を通じて、ICT等の技術の活用も含めた検討・検証を行い、報告書に提案内容を記載する。

## (5) 報告書の作成及び提出

本事業の内容や事業効果の検証結果、体力測定値等の簡易な集計手法に関する提案内容等について、簡潔にまとめた報告書を作成し、紙面（3部）を提出するとともに、当該報告書のデータ（ワード等）について、記録媒体（CD-R等）によって本市に提出する。

なお、集計した体力測定値等のデータ（エクセル等）や作成した機器の操作マニュアルのデータ（ワード等）についても併せて本市に提出するものとする。

## (6) 打合せ及び研修会等への出席

事業の実施に当たっては、本市と十分な協議を行い、緊密な連携を図ることとし、事業の進捗状況等を確認するため、月に最低1回（1回当たり1時間30分程度）は打合せを行うこととする。

また、推進センターの職員等が集まって実施する研修会等（※）にも参加し、推進センター職員の声を直接把握し、報告書をまとめる際に反映するものとする。

※ 出席を求める研修会等（日程等はいずれも予定。①、③については議題の内容によっては、出席を求めないこともある。）

① 令和元年度第3回推進センター情報交換会

日時：令和元年12月6日（金）午前 場所：JR二条駅周辺

② 市民主体による介護予防の推進に向けた意見交換会（仮称）

日時：令和元年12月6日（金）午後 場所：JR二条駅周辺

③ 令和元年度第4回推進センター情報交換会

日時：令和2年2月21日（金）午後 場所：烏丸御池周辺

## 6 留意点

- (1) 実施内容については、本市と十分に協議を行うこととし、受託者からの企画提案を基に、本市の意見を反映させ、実施内容を決定すること。
- (2) 京都市契約事務規則等の関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に業務を遂行すること。

## 7 委託料

委託料の支払いは、事業完了後の精算払いとする。

## 8 著作権

本業務の履行に当たり生じた成果物（印刷物、図、写真、事業実績報告書など）については、本市に著作権を譲渡するものとする。

## 9 特記事項

- (1) 受託者は、契約期間を通じて当該委託業務を担当し、業務を円滑に進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、本市からの問合せに対して、速やかに対応できる複数の連絡先や体制を確

保し、回答については文書（電子メールも可）により行うこと。

- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり、本市や関係者（推進センター職員等）と適宜打合せを行い、効率的かつ迅速な業務の遂行に努めること。
- (3) 受託者は、当該委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (4) 業務委託期間の満了後及び契約が解除された場合においては、個人情報も含め、本業務を受託したことによって知り得た情報（帳票及び磁気媒体）を速やかに破棄すること。
- (5) 当該委託業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に本市に書面による承諾を受けなければならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その決定に従うこと。